

## 那覇港管理組合港湾駐車場管理規則

平成 14 年 4 月 1 日

規則第 18 号

改正 平成 16 年 6 月 10 日規則第 13 号

平成 17 年 11 月 15 日規則第 4 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、那覇港管理組合港湾施設管理条例(平成 14 年那覇港管理組合条例第 7 号)別表第 2 に規定する駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

**第 2 条** 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。ただし、管理者は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 那覇ふ頭駐車場 午前 7 時から午後 7 時まで
- (2) 泊ふ頭地下駐車場 午前 8 時から午後 10 時まで
- (3) 新港ふ頭駐車場 午前 7 時から午後 7 時まで
- (4) 若狭海岸駐車場 午前 8 時から午後 8 時まで

(供用の休止)

**第 3 条** 管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(泊ふ頭地下駐車場に駐車できる自動車)

**第 4 条** 泊ふ頭地下駐車場に駐車できる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に規定する普通自動車(長さが 5.0 メートル以下、高さが 2.3 メートル以下及び幅が 2.0 メートル以下のものに限る。)、小型自動車及び軽自動車とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、緊急かつやむを得ないと認めるときは、道路運送車両法施行規則別表第 1 に規定する大型特殊自動車(同項に規定する普通自動車の大きさの範囲内のものに限る。)又は小型特殊自動車を泊ふ頭地下駐車場に駐車させることができる。

(使用料の徴収)

**第 5 条** 管理者は、駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)が自動車を出場させるときに、使用料を徴収する。

(駐車の拒否)

**第 6 条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(禁止行為)

**第 7 条** 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は破損すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(責任)

**第8条** 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合についての責任は、負わないものとする。

- (1) 天災等の不可抗力による事故についての損害
- (2) 使用者がその責めに帰すべき理由によって引き起こした衝突、接触その他駐車場内の事故についての損害
- (3) 駐車場に駐車する自動車内の物品又は自動車の積載物若しくは取付物についての損害
- (4) その他組合の責めに帰さない理由によって生じた事故についての損害

(準用規定)

**第9条** 第2条、第4条から第6条までの規定は、那覇港管理組合港湾施設管理条例第26条の規定により泊ふ頭地下駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」、「事情により」とあるのは「管理者との協議により」、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 6 月 10 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 11 月 15 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。